平成18年11月30日 第7回行革審議会 意見

協議事項(1)「北栄町行政改革プランについて」

・表紙に「北栄町」とあり町が作成したようになっている。審議会の位置付けがわからない。

このプランは、本審議会が作成し、町民へ公開し、町長に対して提言を行う、という スケジュールを予定している。位置づけがわかる表現に全体を改める。

プラン: 1ページについて

<目次>

・17 行目:「4 電子決済等の導入」は「4 電子決裁等の導入」が正しい。

プラン:2ページについて

1 はじめに

- ・7行目:「…「官」の機能を抜本的に見直し、事業の廃止…」を「…「官」の機能を抜本的に洗い直し、事業の廃止…」に訂正を。
- ・9、10 行目:「…今後ともなお一層の節約と工夫を…」を「…今後ともなお一層の経費節減と創意工夫を…」に訂正を。
- ・10 行目:「…実行により、さらなる行政改革…」を「…実行により、さらに踏み込んだ 行政改革…」に訂正を。
 - 2 行政改革の必要性
- ・3~6行目:「町の財政状況は、…状況です。」「状況」が重なっているので文章表現を変更すべき。
- ・4行目:「…増加しています。国の三位一体…」は「…増加しています。一方では、国 の三位一体…」に訂正を。
- ・7~11 行目:この行について、「効率的」「効率化」が3回出てくるので、文章の表現を変更する。例えば1つ目の「効率的」を残すのであれば、2つ目の「効率化」を「変革」や「改革」に、3つ目の「効率的」を「バランスのとれた」のように変更する。
- ・10 行目:「効率的で小さな役場をつくることが急務となっています。」について、優先順位を決めてすぐスピードかして実行していく必要があるため「スピード感」をもっと表現するべきである。例えば「急務となっており、優先順位に基づいてスピードアップの改革が必要である。」に。

プラン:3ページについて

- 3 行政改革の基本理念
- ・5行目:「行政主体の行政運営から」は「行政主体の運営から」に訂正を。
- ・8行目:「…欠くことができず、行政の透明性を…」は「…欠くことができず、情報公開の推進など、行政の透明性を…」に訂正。
- ・12~14 行目:「行政改革は歳出カット、…観点が重要です。」の部分に、「明るい展望を

求める」、「地域の活性化を図る」とかプラス思考の表現をおり込む必要がある。

・16 行目:「… 住民、 業務運営、 人材・組織、 財政、を掲げ、…」のところは「… 住民 業務運営 人材・組織 財政を掲げ、…」の表現に。

プラン: 4ページについて

住 民 - 住民との協働によるまちづくり

・3~5行目:「これまで自治会に対しては、運営補助、施設補助などを実施したり、直接自治会の意見を聞いたりする自治会長会を実施したりして支援・連携を図ってきました。」の部分を、「…運営補助、施設補助を通して、直接自治会の意見を聞く自治会長会を…」とするなど表現をすっきりさせたほうがよい。

業務運営 - 業務運営の見直し

- ・3行目:「これまでは予算時に」は「これまでは予算編成時に」訂正を。
- ・3 行目:「...行ってきましてが、一部において...」は「...行ってきましてが、それはあ くまで、一部において...」に訂正を。
- ・7行目:「…民間委託、PFIなど…」に「…民間委託、PFI、市場化テストなど…」と市場化テストを追加したい。
- ・9行目:「…費用対効果等を精査し、廃止、縮小、…」は「…費用対効果等を精査し、 基本的な考え方を確立するとともに、廃止、縮小、…」にしたい。

プラン:5ページについて

業務運営 - 業務運営の見直し

6行目:「情報化」はどういうことか。

IT化のことである。

人材・組織 - 人材の育成と組織機構の整備

・14 行目:「…導入したりして、を地方分権時代…」は誤り。「…導入したりして、地方 分権時代…」に訂正を。

プラン:6ページについて

財 政 - 持続可能な財政基盤の確立

- 1 行目:「…ニーズに迅速、的確に対応し、…」は「…ニーズに迅速、的確に配分し、 …」に変更を。
- ・3 行目:「...行政の取組みでは、住民のニーズとの格差が顕著であり...」は「行政の取組みでは、財政力と住民のニーズとの乖離が顕著であり...」とし、はっきりさせたほうがよい。
- ・4行目:同じ表現が2箇所ある。「財政状況が厳しい今」は削除すべき。

プラン:7ページについて

全庁をあげた取組み

- ・全体:全体的に表現が弱い。5ページ 項目6行目がいい表現だと思う。もうちょっと文章を練り直した方がいい。専門部署を作っていくということは表現しないのか。 表現すればよりインパクトが出る。
- ・2行目:「改革を所管する部局」とはどこの部局か。推進していくところが必要ではな

いか。

- ・2 行目:専門的な部署を作るとか今の組織を変えて行政改革の取り組みを主管的にやっていく部署が必要ではないか。各課に関係することを各課でやっていくというスタンスではないか。
- ・2 行目:現実的にそういう体制になっているのか。なっていないのであればしないということになるのではないか。

来年からは総務課が中心となって行っていく予定である。

・2 行目:「...改革を所管する部局が主体となって、...」は「...改革を所管する部局が中心となって、...」にしたい。

住民の意見反映、 改革の進捗状況の公表

- ・全体:行政改革審議会の位置づけ等をもっと明確にし、強く表現してほしい。 改革の進捗状況の公表
- ・3行目:「…改革を推進するものとする。」は「…改革を推進します。」のですます調に。 6 行政改革プランの実施機関

行政改革審議会は来年 19 年度もお願いするが、平成 19 年度予算のチェックについては時間的にも無理であり、町で平成 19 年度予算をきちっと査定し、議会の議決を経て成立させたい。その後、平成 19 年度に再度見直しを行う。当然、各課においてプランをもとに見直しを行う。

プラン:8ページについて

住民との協働によるまちづくり

- ・5 行目:「…尊重しながら、体制強化を支援します。」は「…尊重しながら、団体の体制強化を支援します。」にすべき。
- ・7行目:「…放送システムを統一するシステムの導入について…」は「放送システムの 統一について…」とすべき。
 - 1 仕組みづくり
- ・表:表中の「担当課:企画情報課」はピンとこない。住民はわからない。具体的な方 策であり、名称をまちづくり課などもっとわかりやすいものに変えてほしい。
- ・1点は、名称がわかりにくい。2点は総合窓口を進める話しである。行政改革につながっていくことであり、機能としてちゃんと考えることは必要である。

プラン: 9ページについて

- 3 情報の提供
- ・表:実施年度について、18 年度に検討としていて、22 年度も検討となっているが、検 討したら次は実施なり廃止となるのではないか。

この件については、表現が難しいところで、検討して実施したら終わりというものではなく、随時検討し改善していくものであり、その表現がしにくい。

- ・上にローリングするという表現をすればいいのではないか。
- ・常時、検討・実施の繰り返しでエンドレスということである。それについては、こう いう表現ではなく、文章化すればいい。

プラン:10ページについて

- 4 電子決裁の導入
- ・4 電子決裁の導入:電子決裁等のシステムについては導入する可能性はあるのか。「3 情報の提供」項目に入れることもある。

導入は、すぐには難しいが、文章を残しておきたいと考えている。それによって行政の仕組み自体を考えることにつながる。実際、電子決裁だけであれば費用面では安いが、電子申請となると高くなる。

- ・電子決裁と電子申請を分けて表現をしてはどうか。
- ・3行目:「…意志決定の迅速化…」は誤り。「…意思決定の迅速化…」に。「…導入を検討します。」は内容から「…導入の是非を検討します。」にすべき。

プラン:11ページについて

業務運営の見直し

・全体: どこに入れるかわからないが、職員の給与振り込みについて、盛り込まれていない。是非とも盛り込んでいただきすぐにでも実施してほしい。

12ページの表中に入れ込む。

・5 行目:「行政が…」は「本来、行政が…」にすべき。

プラン:12ページについて

業務運営の見直し

- ・表:単位が必要である。
- ・表:「見直し」と「検討」のちがいは、「見直し」は実施する、「検討」は検討するが実施するかどうかわからない。表現のちがいについてどこかに文章表現する必要がある。 町民にはわかりにくい。

プラン:13ページについて

- 2 補助金等の見直し
- ・表:「中山間地域等直接支払事業費補助金」が 21 年度に「廃止」となっているが、11 頁のどのポイントにあたるのか。

事業が終了となるものであり、「廃止」ではなく「終了」とする。

プラン:16ページについて

- 4 指定管理者の導入
- ・13 行目:「理由」の字体を「ゴシック体」から「明朝体」へ。
- ・17 行目:「農村公園及び農村広場」について、自治会の公民館等の敷地については、ほとんど自治会から町へ寄附採納してあると思うが、それを含んでいるのか。

入っていない。自治会は地縁団体を組織しない限り、土地等を所有できないためである。地縁団体を組織すれば返すようにしている。

プラン:17ページについて

- 4 指定管理者の導入
- ・1、5、10 行目:「理由」の字体を「ゴシック体」から「明朝体」へ。

プラン:18ページについて

- 6 保育所の統合
- ・3 行目:「…現行の体制が将来的に維持するのは困難な状況は明らかであり、…」は「… 現行の体制を将来的に維持するのは困難な状況であり、…」にすべき。
- ・9 行目:次世代育成対策計画の策定中とあるが、いつできあがるのか。 平成 18 年度に策定する。

プラン:20ページについて

7 図書室の廃止

・6 行目:「図書館・図書室の概要」以下は参考であるため、本文と区別する表現をする。 例えば(参考)とか点線とかを入れる。

プラン:21ページについて

7 図書室の廃止

- ・表:19 年度から22 年度まで検討となっているが、4年間もかかるはずがない。22 年度までに結論を出せばいいともとれる。改革をやるならやる、やらないならやらないということで表現すべきである。
- ・議会で否決されたりすることが考えられ、その表現をしているのでは。 検討となっているからといって、いつまでもやらないというものではない。
- ・検討した結果を毎年公表するなど盛り込んではどうか。
- ・全体的にいえることである。検討・実施・検討…の繰り返しである。
- ・情報の公開は大事なことである。
- ・表の中で使用している文言の定義をうたう方法もある。いずれにせよ検証を行うこと は明記しておいた方がいい。

プラン:22ページについて

- 9 事務事業への達成目標の設定
- ・3 行目:「…活用を図ることとしました。」とあるが「します。」とかもあるが統一した 方がいいのではないか。

「…た。」に統一する。

- 10 外部団体の事務局の返還
- ・3 行目:「これらでは、団体の自立の妨げになることから、見直しすることにしました。」 とあるが、事務局の人件費を減らすために行うものである。
- ・このことについてもいえることだが、例外なく見直しした旨を書く必要がある。

プラン:23ページについて

- 1 定員適正化計画の策定
- ・3行目:「類似団体」とあるが、業界用語であり、町民にはわからない。解説又は参照 とすることが必要である。

全体的に行政特有の「業界」用語が多い。同じページにコラムを入れるなどしたい。

プラン:27ページについて

- 3 人事評価制度の導入
- ・2行目:職員の採用について、今まで県中部や居住者に限定されていたのか。組織に

疲弊が出ることがあるので、他の地域からでも採用された方がいい。

東伯郡は町村会が行う統一試験に参加している。倉吉市と同じ日に試験をしている。 その後は、町で面接し採用を決めている。今後は、公募制で県外からの採用も考え ている。そうしないと特に専門職はなかなか集まらない。

プラン:29ページについて

7 メンタルヘルス対策の充実

・全体:職員に対するものだが、現在対策はしていないのか。

衛生委員会を設置したいと考えている。各庁舎の保健師に相談することとしている。 産業医についてはまだ具体的なことにはなっていない。また、復職に対する慣らし 運転的なことは既にやっている。

プラン:30ページについて

2 予算説明書の作成

・全体:予算だけに限定されているので、予算以外の財政状況の推移や予算の執行状況 など、現実的にどうか、結果はどうだったかを含めて町民にわかりやすい表現で作成 すること。

プラン:31ページについて

3 徴収・滞納対策の強化

・2 行目:「…管理職の動員・強化月間の設定を設けたり…」については反対である。職員が現場へ出向くべきでありそれでないと徴収率は上がらない。管理職については、現場に行かず、職員の教育、育成をすべきである。強化月間もいいが、納期があるはずでその都度対応し滞納をためないようにするのがいい。徴収はこまめにやっていくべきである。徴収の一元化をすぐに実施してほしい。

税というものはそもそも自主申告、自主納付である。滞納についての対策については、当然職員も納期を見ながら徴収に出ているが、滞納があった場合の対応として、納期限が来たら20日以内に督促状を出し、さらに反応のない方は催告状を送っている。また、電話督促をしている。管理職の動員については、職員の時間外勤務手当もかさむし、町の問題として率先して出るという考え方である。窓口の一本化については他町のメリット、デメリットを参考にしながら検討していきたい。

- ・行政のもってこいの姿勢は改めて、滞納金であり積極的にとっと来るという考え方で 行くべきである。職員の時間外勤務手当がかさむとあるが相手方の特性を考えて、勤 務の時間を変えても取りに行くべきである。民間手法を取り入れてやっていくべきで ある。
- ・差し押さえはしているのか。

払わない方については、預貯金等財産調査し差し押さえを早めに実施している。

・払えるのに払わない方の対策が困難で、行けば払ってもらえるのであればいいが、行っても払わないところに行ってコストばかりかけてもという面がある。

払ってもらえないのが現状である。延滞金もかかるのでなるべく早く財産調査をし、 差し押さえ、滞納処分を中止する。3年間様子を見て不能欠損など処分を行う。

- ・滞納額が多くなるから払えなくなる。早い時期に滞納者の特性を考えてやっていき、滞 納額を増やさないようにする。
- ・法的措置を行っているのであればその表現を入れる。

プラン:32ページについて

- 4 使用料等の見直し
- ・4行目「…組合と協議し…」は「…納税組合と協議し…」とすべき。
 - 5 財産処分の検討
- ・全体:ホームページへの情報提供はやっているのか。売地への看板設置など処分を進められているが、いいことである。

現在、処分するなど担当に検討するよう指示をしている。

プラン:33ページについて

7 入札の工夫

・全体:入札の工夫について具体的にはどうか。

平成 18 年度は、10 月、11 月に試験的に予定価格の事前公表を事後公表にした。また、まだ 18 年度にはないが公募制の試験的導入を考えている。県も改革をやると聞いているのでそれを参考にしながら随時改革していきたい。

全体について

・今後のスケジュールはどうなっているのか。

今回の審議内容をまとめる。まとめたものに対して住民の意見を聞く。予定では 12 月中旬から 1 月中旬までの 1 ヶ月間。住民からの意見に基づき修正し、審議会へ諮り、最終確定。町長へ提言する。審議会開催の予定は 2 月上旬で町長への提言は 2 月か 3 月になる。議会に対しては報告となる。資料については、変更したものを委員の皆様へ送付し、見ていただいた上で、住民向けにホームページへ掲載する。

・19 年度予算への反映についてはどうか。予算に対して審議会がチェックすることがあ るのか。

時間的なこともあるが、町側が責任を持って査定した上で、最終的に予算案を作成し、議会審議を経て3月議会で決定することとなる。その後、審議会に対しては結果を報告することとなる。補助金や負担金については、相手のあることで北栄町のみが単独で廃止できない部分などもありうる。廃止のその意見を言っていくことも重要である。毎年の見直しをやっていくことは必要である。